

行政経営プラン行動計画の計画期間における総括

No.

61

行政経営プランの位置づけ		(2)より確かな市民協働の推進	③ 市民と行政の情報の共有	
取組業務	傍聴環境の向上		所管課	議会事務局
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議及び委員会の傍聴者数の増加に取り組む。</li> <li>・市民に審議内容をより理解してもらうため、傍聴者用資料の作成、配布を検討し、市議会だよりやホームページを利用しての傍聴の呼びかけを行う。</li> <li>・委員会においては、第2・第3委員会室を1つの部屋として使用し、傍聴席を増設するなど、傍聴環境の整備について検討する。</li> </ul>			
効果見込	市民に広く周知することで、議会についてより関心を持っていただくことができる。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額(千円)
H23				
H24	検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年3月定例会から、傍聴者用の資料を作成し、配布した。</li> <li>・広報いわくらにも、定例会の日程を掲載した。</li> <li>・平成25年3月定例会の予算常任委員会において、第2・第3委員会室を1つの部屋として使用し、傍聴席を増設した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に傍聴者用資料を渡したことにより、本会議での審議を理解していただく一助となった。</li> <li>・本会議傍聴者は、23年が117人、24年が123人となり6人の増、また、委員会傍聴者は、23年が22人、24年が29人となり7人の増となった。</li> </ul>	—
H25	検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開かれた議会における傍聴のあり方について、先進自治体の事例を参考にしながら検討した。</li> <li>・請願者に傍聴を呼びかける取組を行った。</li> <li>・会議資料を傍聴者用資料のダイジェスト版を作成し、提示する試みを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討した結果、岩倉市議会傍聴規則に規定する内容について、素案を作成することができた。</li> <li>・請願者に呼びかけた結果、13人の傍聴者があった。</li> <li>・25年についての傍聴者は、本会議が15人減の108人、委員会が3人減の26人となった。</li> </ul>	—
H26	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傍聴規則を改正して、手続の簡素化と撮影を自由化を図った。</li> <li>・傍聴人に対し、資料を提示することが、できなかった。</li> <li>・本会議においても、傍聴人を増やすよう、市議会だよりなどに開かれた議会の周知するよう努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議の傍聴者は25年が108人、26年が139人で31人の増、委員会の傍聴者は25年が26人、26年が51人で25人の増となった。</li> </ul>	—
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	

H27計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傍聴人に対する資料の工夫に努める。</li> <li>・本会議においても、傍聴人を増やすよう、市議会だよりなどで開かれた議会の周知する。</li> </ul>			
H27	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例推進協議会において傍聴者数の向上に向けた検討をした。部会に分かれての研究も含めて3回実施した。</li> <li>・上記協議会で決まった施策として、ほっと情報メールの活用が決まり、本会議及び各常任委員会開催の周知を行った。</li> <li>・傍聴人に対し資料を配布するようになった。</li> <li>・議会だよりでの本会議の周知について、これまでの定型による日程周知のみならず、議会広報委員会で本会議の見どころをPRするような文面に心がけるようになった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議の傍聴者は平成26年が139人、平成27年が271人で132人の増、委員会の傍聴者は平成26年が51人、平成27年が66人で15人の増となった。</li> <li>・ほっと情報メールの議会情報の配信を開始し、平成27年度末の登録者が356人となった。</li> </ul>	—

資料101～104ページ

評価	◎	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傍聴人数増を図るため、当初の取組内容以外にも岩倉市議会傍聴規則の一部改正を行ったこと、議会基本条例推進協議会において経費のかからない手法(ほっと情報メール)を用いることによって傍聴者数増に繋げることができたため。</li> <li>・本会議の傍聴者は平成23年が117人、平成27年が271人で154人の増、委員会の傍聴者は平成23年が22人、平成27年が66人で44人の増となった。</li> </ul>	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も傍聴者数増に向けて先進地視察や各種取組の研究を行い実施していきたい。</li> </ul>
----	---	------	---	-------	--

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
 △：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

行政経営プランの位置づけ		(1) 質の高い行政サービスの推進	③ 環境に配慮した行政施策の推進	
取組業務	みどりの家・希望の家の指定管理者更新の検討		所管課	子育て支援課 (児童家庭課)
取組内容	・地域交流センターみどりの家及び青少年宿泊研修施設希望の家については、平成21年度から指定管理者制度を導入している。指定期間は、平成25年度までとなっており、利用者会議等によるモニタリングを実施しながら業務改善や平成26年度の次期指定に向けた検討を進める。			
効果見込	民間活力の活用と利用者ニーズに合わせた施設の管理運営ができる。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額 (千円)
H23				
H24	検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みどりの家・希望の家の利用者会議に出席し、各施設の管理運営の状況等について、利用者の立場からの意見を聴いた。また、施設の利用者・利用形態などについて把握した。</li> <li>・本市の他施設や他自治体でのモニタリングの方法を参考に、みどりの家・希望の家にあったモニタリングの方法を研究した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設の利用対象として、みどりの家については多世代、地域、音楽関係の利用が、また、希望の家については、子どもに関わる団体や研修等での利用が多いなど、それぞれの自主事業も含めて利用の状況を把握することで、施設にあったモニタリングの方法を検討することができ、平成25年度の指定管理者更新に向けた準備を進めることができた。</li> </ul>	—
H25	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○モニタリング</li> <li>・7月～8月にかけてみどりの家、希望の家の管理運営状況についてのモニタリング (自己評価・利用団体ヒアリング・児童家庭課による評価) を実施した。</li> <li>○選定経過</li> <li>(1) みどりの家</li> <li>・7月：指定管理者選定委員会 (部長職6人) 設置。</li> <li>・8月：現指定管理者のモニタリング結果・意向等を踏まえ、次期指定管理の公募を決定。</li> <li>・10月：選定委員会による応募団体 (3者) の審査・次期指定管理者候補者の決定。</li> <li>(2) 希望の家</li> <li>・10月：指定管理者選定委員会 (部長職6人) 設置。</li> <li>・10月～11月：現指定管理者のモニタリング結果・意向等を踏まえ、任意指定により次期指定管理者候補者を決定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両施設の指定管理についてモニタリング項目として明示することで、現指定管理者による施設管理の状況及び自己評価を確認・整理することができた。また、モニタリングに際して、利用団体の意見を聴取することで、現状に対する客観的な評価・ニーズの把握につなげていくことができた。</li> <li>・現指定管理者の意向も踏まえて、みどりの家の次期指定管理者については、新たな者とする事としたが、公募としたことで、民間企業やNPO法人といった複数の団体から応募があり、施設の設置目的に沿った団体を選ぶことができた。</li> <li>・希望の家については、現状も踏まえ任意指定としたが、2期目として、さらに自主事業や利用ニーズにあった管理運営が期待できる。</li> </ul>	—
H26	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両施設とも、利用者会議に出席することで、定期的に施設を利用する団体が考えている意向、将来計画や、指定管理者による管理運営状況に対する評価を把握することができた。</li> <li>・こうした情報を指定管理者と共有していくことで、指定管理者による適切な管理運営に反映するとともに、今後の団体支援のあり方について検討した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の意見を直接聞くことにより、指定管理者の評価を確認できた。また、適切な管理運営に反映できた。</li> </ul>	—
行政経営プラン推進委員会からの意見 (H27.9)		行政改革推進本部からの指示事項 (H27.9)		
H27計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両施設とも、利用者会議を実施することで、利用ニーズの把握や管理運営状況の確認・評価を継続する。</li> <li>・利用団体の意向を反映しながら管理運営ができるよう、指定管理者への支援を行っていく。</li> <li>・指定管理者による利用団体の活動支援や連携・協力のあり方を、情報共有しながら検討していく。</li> </ul>			
H27	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両施設とも、利用者会議に出席することで、定期的に施設を利用する団体が考えている意向、将来計画や、指定管理者による管理運営状況に対する評価を把握することができた。こうした情報を指定管理者と共有していくことで、指定管理者による適切な管理運営に反映するとともに、今後の団体支援のあり方について検討した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の意見を直接聞くことにより、指定管理者の評価を確認できた。また、適切な管理運営に反映できた。</li> </ul>	—
評価	◎	評価理由	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度を継続し、利用者ニーズに合わせた施設の管理運営をしていく。</li> </ul>

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
△：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No.

63

行政経営プランの位置づけ		(1) 質の高い行政サービスの推進	④ 事務事業の見直しと再編	
取組業務	監査手法の標準化		所管課	監査委員事務局
取組内容	<p>・2名の監査委員（識見者として選任した委員と議会から選出された委員）の交代、監査委員事務局職員の異動が続いている。そのため、監査の質的な均一化、人事異動による職員間の基礎知識の差異等の補完、事務の効率化を目的として監査種類ごとの着眼点をまとめたチェックシートを作成する。</p>			
効果見込	<p>・監査手法をマニュアル化することにより、監査経験の浅い監査委員や事務局職員でも必要な項目を漏れなくチェックすることができるようになり、人的異動による監査の質の低下を防ぐことができる。</p>			
	目標	実施内容	実施効果	効果額（千円）
H23				
H24				
H25	実施	<p>・例月出納検査については、事務手続きの日程の設定方法や資料の作成・確認の方法についてのマニュアル、予算項目ごとの着眼点のチェックリストを作成した。</p> <p>・定期監査、工事監査については事務手続きの日程の自動設定ファイルの作成と着眼点のチェックリストを作成した。</p>	<p>・監査の質の低下を防ぎ、質的な均一化や事務の効率化が図られた。</p>	—
H26	実施	<p>・財政援助団体監査、住民監査請求のマニュアルを作成した。</p> <p>・事務の複雑な住民監査請求については事務手続きのチェックシートも作成した。</p> <p>・健全化判断比率等審査については検算シートを作成し、決算審査については定期監査と監査手法が共通するところが多いため、定期監査マニュアルを準用することとした。</p>	<p>・健全化判断比率等審査においてはチェックシートを活用して事前監査を実施し、決算審査においてもマニュアルの活用により円滑に審査を進めることができた。</p> <p>・平成26年度においては財政援助団体監査、住民監査請求については対象となる監査を実施しなかったが、実践的なマニュアルになっていると考えている。</p>	—
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	

H27計画	<p>・大きく制度が変わった地方公営企業法に対応するため、決算審査のポイントをまとめたチェックシートを作成する。</p>			
H27	実施	<p>・行政監査、公の施設の指定管理者監査のマニュアル、着眼点のチェックシートを作成した。</p> <p>・公営企業会計制度の改正により会計処理が変更になった部分を中心に、決算審査のポイントをまとめたチェックシートを作成した。</p>	<p>・各種監査マニュアル及びチェックシートを参考にして効率的に監査を実施することができた。</p> <p>・公営企業会計の制度改正に対応するため作成したチェックシートは、上水道事業の決算審査において、従来と異なる会計処理となった部分を効率的に確認することができた。</p>	—

資料105～110ページ

評価	◎	評価理由	<p>・当初、計画していた各監査に対する着眼点のチェックシートだけでなく、監査事務の進行管理用のチェックシートも作成し、効率的に監査業務を進めることができた。</p>	今後の方針	<p>・監査の質の維持・向上のため、作成したチェックシートを、監査委員、職員の監査業務の指針として活用していく。</p>
----	---	------	---	-------	--

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
 △：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 64

行政経営プランの位置づけ		(2)より確かな市民協働の推進	① 市民参加機会の拡大	
取組業務	市民参加や市民協働等を推進するための各種個別条例の制定		所管課	協働推進課（企画財政課）
取組内容	・平成25年度4月から施行している岩倉市自治基本条例に、市民参加に関する条例の制定について規定している。平成26年度に着手を予定。			
効果見込	・住民投票やパブリックコメントなどの市民参加の手續に関する一定のルールを明文化することにより、市民の参加意識がさらに醸成され、行政の透明性も確保される。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額（千円）
H23				
H24				
H25	検討	・自治基本条例審議会の中で、条例第10条第4項（市民参加と協働）及び第12条第2項（住民投票）について個別条例の制定について検討した。	・個別条例について、市民参加と協働、住民投票の検討範囲や方向性についても市民参加で検討することができた。	—
H26	検討	・公募市民、識見者、地域団体・市民団体代表者・職員等からなる市民参加条例検討委員会を設置した。 ・10回にわたり、市民参加と協働、住民投票に関する条例の検討を行った。 ・検討会議終了後には、速やかに会議資料や会議録を市ホームページで公表した	・市民参加手續、協働の方法について検討委員会で検討を重ね、市民参加条例の根幹となる部分を構築することができた。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見 (H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項 (H27.9)	

H27計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き検討委員会で、検討を進め、平成27年度中の条例制定を目指す。</li> <li>シンポジウムとパブリックコメントを実施する。</li> <li>広報、パンフレット等で市民に向けて周知する。</li> <li>職員向け説明会を実施する。</li> </ul>			
H27	制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民参加条例検討委員会において4回検討を行った。</li> <li>市議会が設置した市民参加条例検討特別委員会、市民参加条例審査特別委員会において議会と検討を重ねた。</li> <li>市民参加条例制定に向けシンポジウム、パブリックコメントを行い43件（12名）の提案をいただいた。</li> <li>平成28年3月議会で岩倉市市民参加条例を制定し、平成28年4月から施行した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度から引き続き、市民参加手續、協働の方法について検討委員会で検討を重ね、市民の意見を広く市政に反映させることや協働のまちづくりを推進するため市民参加条例の中に市民参加と協働に関し基本的な事項を定めることができた。</li> </ul>	—

資料111～114ページ

評価	○	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民参加条例検討委員会で検討の上、市民参加と協働についての条例が制定されたが住民投票に関する条例が制定されていないため。</li> </ul>	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民参加条例の市民への十分な周知活動を行うとともに、職員の理解を深めるための研修を実施していく。</li> <li>住民投票条例について引き続き検討していく。</li> </ul>
----	---	------	--	-------	---

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
△：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 65

行政経営プランの位置づけ		(2)より確かな市民協働の推進	① 市民参加機会の拡大	
取組業務	委員選出における市民登録制度の実施		所管課	協働推進課（企画財政課）
取組内容	・自治基本条例検討委員会の委員について、市民アンケートの際に、市民の参加意向を聞いたものを元に選出した経緯があるが、制度設計を詳細にし、市役所全体で利用できる制度にする。			
効果見込	・より多くの参加機会を提供することにより、行政側としては、多種多様な意見を得ることができ、協働の幅が増える。市民側としては、まちづくりや市政に興味を持ち、行動につながる契機となることが期待できる。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額（千円）
H23				
H24				
H25	検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政経営プランのアンケート（対象者1,500人）及び市民意向調査（対象者4,000人）の際に、市民に対し、市政参加に関し意向を確認し、153人（行政経営プラン33人、市民意向調査120人）の登録があった。</li> <li>自治基本条例審議会は、登録者リストから選任した2人の委員を含む10人で、市民委員登録制度についても検討した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政経営プラン推進委員会、自治基本条例審議会では、登録者から選任した委員から意見を聞くことができた。</li> </ul>	—
H26	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民参加条例検討委員会において、市民登録委員の規定について検討した。</li> <li>行政経営プラン推進委員会の委員改選にあたり、登録市民から選任した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討委員会で検討を重ね、市民登録制度について「市民参加の手続」として組み込むことができた。</li> </ul>	—
H27	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民参加条例検討委員会において、市民登録委員の規定について検討をした。</li> <li>平成28年3月議会で岩倉市市民参加条例を制定し、平成28年4月1日から施行した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討委員会で検討を重ね、市民登録制度について「市民参加の手続」として組み込むことができた。</li> </ul>	—

評価	◎	評価理由	・市民参加条例の中で、市民登録制度について「市民参加の手続」として組み込むことができた。	今後の方針	・市民参加条例の市民登録制度について、市民への十分な周知活動を行うとともに、職員の理解を深めるための研修を実施していく。
----	---	------	--	-------	--

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
 △：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 66

行政経営プランの位置づけ		(2)より確かな市民協働の推進	② 市民活動・市民協働の活性化	
取組業務	岩倉市食育推進計画の推進		所管課	商工農政課
取組内容	・健全な食生活を実践することができる人間を育てるため、食育推進活動を進めている食生活改善推進員や保健推進員、各種団体等がより一層の連携を深めながら活動を行う。			
効果見込	・市民活動が活性化することで、岩倉市食育推進計画の目的が達成される。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額
H23				
H24				
H25	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩倉市食育推進計画を検証するための組織を設置することができなかったが、岩倉市の新ブランド野菜「ちっちゃイ菜」とカリフラワーを使ったコロッケを学校給食と保育園給食で各1回提供し、学校給食において岩倉市産の野菜は年間通して4.87%、愛知県産の野菜は39.78%使用するなど地産地消の促進を図った。また、岩倉市食生活改善推進員による幅広い年代を対象にした食生活改善推進活動を実施した。教室等の実施回数は14回、参加人数は延べで約250名となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食センターや健康課の取り組みにより食育の推進を図ることが出来た。</li> </ul>	—
H26	見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩倉市食育推進計画策定委員会を設置し、策定委員に消費生活アドバイザーや食生活改善推進員の代表を任命するなど、市民と連携しながら第1期計画を評価・検証をした上で、計画を総合的かつ計画的に推進するため指標と目標値を新たに盛り込んだ「第2期岩倉市食育推進計画」を策定した。</li> <li>・岩倉市の新ブランド野菜「ちっちゃイ菜」とカリフラワーを使ったコロッケを学校給食と保育園給食で各1回提供した。また、学校給食において岩倉市産の野菜は年間通して7.9%、愛知県産の野菜は42.4%使用するなど地産地消の促進を図った。さらに、岩倉市食生活改善推進員による幅広い年代を対象にした活動を実施した。教室等の実施回数は17回であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食センターや健康課による取組を行うとともに、平成27年度から実施する第2期食育推進計画を市民と連携しながら策定したことにより、食育の推進を図ることができた。</li> </ul>	—
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・味覚や栄養についての知識の周知や、食器を大切に扱うことなどを含め、食育の推進を行うこと。</li> </ul>		行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育推進計画の推進にあたり、味覚や栄養についての知識の周知や、食器を大切に扱うことなどを意識した取組も検討すること。</li> </ul>

H27計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度に策定した第2期食育推進計画に基づき、関係機関や食生活改善推進員等と連携を図りながら、食育推進の取組を実施していく。</li> <li>・7月に計画の発表も兼ねた食育シンポジウムを開催する。</li> </ul>			
H27	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度に策定した第2期食育推進計画の発表を兼ねた食育シンポジウムを平成27年7月に開催した。</li> <li>・岩倉市の新ブランド野菜「ちっちゃイ菜」とカリフラワーを使ったコロッケを学校給食で1回提供するほか、市民ふれあいまつりの食生活改善コーナーで新ブランド野菜のPRをした。</li> <li>・学校給食において岩倉市産の野菜は年間通して9.4%、愛知県産の野菜は38.3%使用するなど地産地消の促進を図った。</li> <li>・残渣を減らすため、献立作成委員会で、学校ごとの残食量を示し、減らす方策について検討した。</li> <li>・料理教室や管理栄養士の指導で作成した野菜料理プラス1品集を配布するとともに、ふれあいまつりの食生活改善コーナーで紹介するなど、食生活改善推進員による幅広い年代を対象にした活動を実施した。</li> <li>・栄養士による食指導において、マナーや知識、文化について、各学年毎に内容を変更して指導している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩倉市食育シンポジウムを開催し、食の大切さや食べる健康づくり、食への感謝など、食育の大切さを周知するとともに、給食センターや健康課など、関係部署が連携した取り組みを行うことで、食育の推進を図ることができた。</li> </ul>	—

資料115～116ページ

評価	○	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩倉市食育シンポジウムを開催したことで、第2期食育推進計画を周知することができた。また、イベントや講座などを通じ、広く地域住民等に食の大切さや食べる健康づくり、食への感謝などを伝え、食育について見識を深めてもらうことができた。</li> </ul>	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期食育推進計画に基づき、関係部署及び食生活改善推進員や保健推進員など各種団体と相互連携を図りながら、計画における行動目標を達成するための施策を推進していく。</li> </ul>
----	---	------	--	-------	---

## 岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
△：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No.

67

行政経営プランの位置づけ		(3) 持続可能な財政基盤の確立	③歳出の効率化	
取組業務	ジェネリック医薬品の推奨		所管課	市民窓口課
取組内容	・ 政府がジェネリック医薬品の推奨を提唱しており、本市の国民健康保険被保険者に対してジェネリック医薬品への切り替えについて周知を図るもの。			
効果見込	・ ジェネリック医薬品の価格が一般的に安くなっており、医療費の節約に役立ち国民健康保険の健全な運営を図ることができる。ただし、現時点ではジェネリック医薬品に切替えた事による節減額を算出する手段がなく、節減額の金額提示はできない。今後、国保連合会でシステム開発される見込み。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額(千円)
H23				
H24				
H25	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェネリック医薬品に切り替えることができる人に対し、四半期ごとに、切り替えた場合の薬価の違いを提示する資料を通知した。</li> <li>保険証に添付するジェネリック医薬品を希望する旨のシールを納付書(仮算定時)に同封し配布した。また、窓口でも配布した。</li> <li>国保連合会の効果分析システムの利用が開始され、国保連合会から効果分析データが提供された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェネリック医薬品についての周知を図ることができた。</li> <li>平成25年9月通知対象者(389人)の平成25年12月調剤分までの軽減効果額累計は88千円であった。</li> </ul>	—
H26	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェネリック医薬品に切り替えることができる人に対し、四半期ごとに、切り替えた場合の薬価の違いを提示するジェネリック医薬品差額通知書を通知した。</li> <li>保険証に貼付するジェネリック医薬品を希望する旨のシールを保険証の一斉更新時に同封し配布した。また、窓口でも配布した。</li> <li>広報紙及び新規加入者へ配付するパンフレットにジェネリック医薬品の記事を掲載した。</li> <li>ジェネリック医薬品差額を通知した者のうち、切替えた者の約8割が65歳以上であることが把握できたため、効果的な周知方法を検討した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェネリック医薬品の周知を図ることができた。</li> <li>ジェネリック医薬品の年間平均使用割合は、平成25年の37.9%に比べ、平成26年は44.1%と6.2ポイント増加した。</li> </ul>	—
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	

H27計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェネリック医薬品に切り替えることができる人に対し、四半期ごとに、切り替えた場合の薬価の違いを提示するジェネリック医薬品差額通知書を通知する。</li> <li>ジェネリック医薬品を希望する旨のシールを保険証交付時に説明した上で貼付する。</li> <li>広報紙及びパンフレット等でジェネリック医薬品の周知を図る。</li> <li>効果的な周知方法として、特定健康診査の会場でジェネリック医薬品の周知を図る。</li> </ul>			
H27	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェネリック医薬品に切り替えることができる人に対し、四半期ごと(6・9・12・3月の年4回)に、切り替えた場合の薬価の違いを提示するジェネリック医薬品差額通知書を通知した。</li> <li>国民健康保険高齢受給者証の年次更新発送時にジェネリック医薬品希望シールを同封した(2,503名)。</li> <li>国保加入手続きの際、保険証と一緒にジェネリック医薬品希望シールを貼付した保険証ケースを窓口で配布した。</li> <li>市ホームページや新規加入者へ配付するパンフレットにジェネリック医薬品の記事を掲載し、周知を図った。</li> <li>特定健康診査の会場でジェネリック医薬品の周知を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェネリック医薬品の周知を図ることができた。</li> <li>ジェネリック医薬品の年間平均使用割合は、平成26年の44.1%に比べ、平成27年は50.6%と6.5ポイント増加した。</li> </ul>	—

資料117ページ

評価	◎	評価理由	ジェネリック医薬品差額通知書の発送、ジェネリック希望シールの配布、広報紙・ホームページへの掲載により、周知、啓発に努め、使用量も増加している。	今後の方針	引き続き、ジェネリック医薬品の利用促進を図るため、ジェネリック医薬品差額通知書の発送、ジェネリック希望シールの配布、広報紙・ホームページへの掲載により周知に努める。
----	---	------	---	-------	--

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
 △：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 68

行政経営プランの位置づけ		(3) 持続可能な財政基盤の確立	③歳出の効率化	
取組業務	振込組戻訂正手数料の削減		所管課	会計課
取組内容	・ 公金を振り込む場合手数料は発生しないが、振込口座を誤ったため再振込になる場合、現在は無料ですが、平成26年度からは1件につき840円徴収される予定である。そのため、振込誤りを減少させる取組をするもの。			
効果見込	・ 平成24年度の訂正件数は270件であり、1件当たりの単価を840円とすると226,800円となる。 ・ 訂正件数を半減できれば、113,400円の発生が抑制されることになる。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額(千円)
H23				
H24				
H25	検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>再振込となった場合には、その都度口頭での注意喚起に努めた。</li> <li>振込先口座の確認の徹底について所属長に通知した。</li> <li>再振込となったものを内容、理由とともに所属別にまとめた。</li> <li>振込誤りの理由で一番多かったのは「口座名相違」によるもので、全体の38%、次いで「口座なし」が22%、「口座番号相違」が18%を占めた。月別でみると4月が全体の15%、5月が17%で、この2月間で全体の32%を占めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度の訂正件数は273件。</li> <li>平成24年度より3件増加したが、振込誤りは年度初めの4月～5月に集中した。</li> </ul>	—
H26	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>再振込となった場合には、その都度口頭での注意喚起に努めた。</li> <li>再振込となったものを内容、原因とともに所属別にまとめた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度の訂正件数は193件。</li> <li>平成25年度より80件減少した。</li> <li>振込み誤りの理由で最も多いのは「口座名相違」によるもので、全体の31%、次いで「口座なし」が24%、「口座解約済」が19%であった。</li> <li>月別では4月が最多の30件、次いで11月の26件、10月の25件と、3か月で全体の41%を占めている。</li> </ul>	—
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	

H27計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度については再振込に係る手数料は徴収されないことになったが、平成28年度以降に徴収される可能性があるため、引き続き振込み誤りを減少させる取組をしていく。</li> <li>所属別の再振込件数、内容を報告して改善意識を高めていく。</li> <li>振込み誤りとなったデータの訂正を、速やかに行うよう徹底する。</li> </ul>			
H27	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>再振込となった場合には、その都度口頭での注意喚起に努めた。</li> <li>再振込となったものを内容、原因とともに所属別にまとめた。</li> <li>担当課に、誤りとなった原因を踏まえてデータをチェックすることを徹底し、修正を繰り返す事の無いよう促した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度の訂正件数は223件。</li> <li>平成26年度より40件増加した。</li> <li>振込み誤りの理由で最も多いのは「口座名相違」によるもので、全体の34%、次いで「口座なし」が24%、「口座番号相違」が18%。</li> <li>月別では4月が最多の35件、次いで10月の27件、6月の23件。</li> </ul>	—

評価	○	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>予定された振込組戻訂正手数料の導入はなかったが、振込み誤りを減少させる取組を継続し、特に年度当初に集中する訂正件数を減らすことができた。なお、平成27年度の訂正件数が前年度より増加したのは、組織・機構改革による課の担当業務の再編があったことも影響している。</li> </ul>	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在のところ振込組戻訂正手数料の導入は予定されていないが、事務効率の向上のために、振込み誤りを減少させる取組を継続する。</li> <li>具体的には、所属別の誤り件数を庁内で共有するなどして、誤りとなった原因を踏まえたデータのチェックが担当課で徹底されるよう促していく。</li> </ul>
----	---	------	--	-------	--

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
△：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 69

行政経営プランの位置づけ		(1) 質の高い行政サービスの推進	① 行政サービスの向上	
取組業務	業務継続計画（BCP）の策定		所管課	危機管理課
取組内容	・災害発生時に市民の生命、身体及び財産を保護し、社会機能を維持するために優先して実施する非常時優先業務を効率的に遂行する上で必要な資材の準備や対応方針・手段を定め、かつ、早期復旧を図るための業務継続計画（BCP）を策定する。			
効果見込	・市民の生命・財産を守り、日常生活の早期復帰を図ることができる。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額（千円）
H23				
H24				
H25				
H26	策定	・平成26年12月に業務継続計画（BCP）を策定した。	・災害時に優先的に行う業務を明確化することができ、災害時でも市民サービスを継続的に提供できる体制を整えることができた。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見（H27.9）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BCPを策定したことは、市民に一定の安心感を与えられ、評価できる。この策定を市民に周知すること。</li> <li>・災害時に役立つのは地域の力である。災害を切り口にしたコミュニティの育成を検討してはどうか。</li> <li>・災害時には、避難所の運営を職員に頼るのではなく住民自らがすることということを訴えること。</li> </ul>		行政改革推進本部からの指示事項（H27.9）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BCPの策定をさらに広く市民に周知すること。</li> <li>・災害時における、自助、共助の重要性の啓発に努めること。</li> </ul>

H27計画	・業務継続計画をより実行性をもったものにするように各課のヒアリングを行い、優先業務の確認を行う。また、平成27年4月の組織見直しの内容を反映させたものにしていく。			
H27	見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年4月に組織・機構改革が行われ、業務継続計画も新たな組織を反映させたものにする必要があるため、各課に見直しの照会を行った。</li> <li>・業務継続計画について、ホームページに掲載し、市民が内容を確認できるようにした。</li> <li>・各課のヒアリングについては、現在見直し内容を照会中であるので、内容が出揃ったところで実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より効果的な計画となるよう、新しい組織で各対策班にどの業務を割り当てるのが有効か検討を行うことができた。</li> </ul>	—

評価	◎	評価理由	今後の方針
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画を策定したことにより、災害時に優先的に行う業務を明確化することができ、災害時でも市民サービスを継続的に提供できる体制を整えることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画については、各対策班で優先業務を災害時の限られた人数で効率的にできるか検討を重ねてもらう必要がある。そのため毎年見直しを行うことでより効果的なものにしていくことが必要である。</li> <li>・災害時に、計画のとおり優先業務を実施できるか、訓練を実施し、検証を行う必要がある。</li> </ul>

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
 △：未着手または大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 70

行政経営プランの位置づけ		(1) 質の高い行政サービスの推進	② 民間活力の積極的活用	
取組業務	民間企業（福祉施設を含む）等との災害時応援協定の締結		所管課	危機管理課
取組内容	・民間企業（福祉施設を含む。）等との災害時応援協定を締結する。			
効果見込	・大規模災害時における食料、水、生活必需品の調達及び被災者の救出並びに避難施設の提供が容易にできる。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額（千円）
H23				
H24				
H25				
H26	2事業所と締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>「災害時要支援者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書」を医療法人ようてい会と締結した。</li> <li>「災害時における放送要請に関する協定」をスターキャット・ケーブルネットワーク株式会社と締結した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者、障がい者等に対応した避難所を確保できた。</li> <li>市民に対して、災害情報を発信する手段が確保できた。</li> </ul>	—
行政経営プラン推進委員会からの意見 (H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項 (H27.9)	

H27計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに4法人と災害時応援協定を締結する。</li> <li>災害時に福祉避難所として使用することに関する協定を締結している社会福祉法人一期一会福祉会及び医療法人ようてい会に備蓄資機材を整備し、福祉避難所としての機能を向上させる。</li> </ul>			
H27	2事業所と締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>「災害時における応急対策の協力に関する協定」を公益法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と締結した。</li> <li>「災害時における医療品等に関する協定書」をオオサキメディカル株式会社と締結した。</li> <li>「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」を一般社団法人愛知県産業廃棄物協会と締結した。</li> <li>平成23年に福祉避難所の協定を締結した社会福祉法人一期一会福祉会に開設に、必要な備品等を購入した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の公共施設の被災状況の調査等について協力体制を築くことができた。</li> <li>災害時に、ガーゼ、マスク等医療品の提供を受ける仕組みができた。</li> <li>災害廃棄物の処理に関して協力体制を築くことができた。</li> <li>社会福祉法人一期一会福祉会に福祉避難所の開設に必要な備品等を購入したことにより、開設に必要な体制を整えることができた。</li> </ul>	—

資料118～119ページ

評価	◎	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度までに19の民間企業等と協定を締結しており、平成26年度は2事業所、平成27年度は3事業所と協定を締結することができ、目標を達成することができた。</li> </ul>	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩倉市に足りない部分はどこかしっかり検証をして、効果的な協定を締結していく。</li> </ul>
----	---	------	---	-------	--

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
 △：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 71

行政経営プランの位置づけ	(2)より確かな市民協働の推進	② 市民活動・市民協働の活性化	
取組業務	コミュニケーション支援の充実	所管課	福祉課（介護福祉課）
取組内容	・手話通訳・要約筆記の派遣など、障害の特性に応じたコミュニケーション支援の充実を図るため、平成25年度から手話奉仕員養成講座を市主催で実施し、担い手となる手話奉仕員の養成を行うとともに、社会福祉協議会が実施する要約筆記入門講座への協力を行う。		
効果見込	・手話奉仕員、要約筆記従事者が市内に増えることで、障害のある人の積極的な社会参加の促進につながる。 <b>【実績】</b> 平成24年度 ・手話奉仕員養成講座（基礎課程）12人 ・要約筆記入門講座4人 ※いずれも社会福祉協議会主催 平成25年度 ・手話奉仕員養成講座（入門課程）11人 ・要約筆記入門講座4人 ※手話奉仕員養成講座は平成25年度から市主催。		

	目標	実施内容	実施効果	効果額（千円）
H23				
H24				
H25				
H26	実施	・手話奉仕員養成講座（基礎課程）を市主催で開催し、10人の受講があった（うち7人が修了）。 ・要約筆記入門講座を社会福祉協議会の主催で開催し、4人の受講があった（うち2人が修了）。	・市内に手話・要約筆記の講座受講修了者が増えていくことにより、聴覚障害者の社会参加（情報保障）と地域住民の障害に対する理解を図ることができた。 また、手話奉仕員を養成したことで、将来は手話通訳者となりえる市民を育成することができた。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見 (H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項 (H27.9)	

H27計画	・手話奉仕員養成講座（入門課程）を市主催で開催する。（定員20人。7月～11月までの毎週土曜日 午前10時～12時《全18回》） ・要約筆記入門講座を 社会福祉協議会の主催で開催する。（定員10人。9月～11月までの毎週月曜日 午後1時30分～4時30分《全5回》）			
H27	実施	・手話奉仕員養成講座（入門課程）を市主催で開催し、11人の受講があった（うち7人が修了）。 ・要約筆記入門講座を社会福祉協議会の主催で開催し、6人の受講があった（うち5人が修了）。	・市内に手話・要約筆記の講座受講修了者が増えていくことにより、聴覚障害者の社会参加がしやすい環境を整えた。 手話奉仕員養成講座や要約筆記入門講座を開催することによって、障害者に対する理解を深めた。	—

評価	○	評価理由	・平成25年度から市主催により、手話通訳奉仕員養成講座を実施した。また、社会福祉協議会が実施する要約筆記入門講座への市職員の派遣など、協力を行った。市内に手話通訳や要約筆記をできる人が増えることで、「ノーマライゼーション」の実現に向けた取り組みを進め、障害のある方も地域の中で社会参加しやすい環境に繋がった。	今後の方針	・取組を継続的に実施し、障害のある人が、より一層社会参加しやすい環境を整えていく。また、手話奉仕員養成講座や要約筆記入門講座受講者に対して、災害時の情報保障支援者として協力いただけるよう努めていく。
----	---	------	--	-------	---

凡例 ○：取組業務について、目標を達成した。  
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
 △：未着手または大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 72

行政経営プランの位置づけ		(3) 持続可能な財政基盤の確立	② 歳入確保の強化	
取組業務	受益者負担の適正化		所管課	行政課
取組内容	・消費増税（10%）に合わせ、使用料、手数料、負担金等についての見直し・検討を行い、市としての方向性を決める。			
効果見込	必要なサービスをその受益に応じた費用負担によって持続的に提供する。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額（千円）
H23				
H24				
H25	検討			
H26	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料等の見直しを行った先進地について、指針や基準等の資料を収集した。</li> <li>・施設を管理する部署に使用料等に係る現況調査を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進地における、使用料等の見直しのための手法を確認することができた。</li> <li>・施設を管理する部署の使用料等に係る現況を把握することができた。</li> </ul>	—
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	

H27計画	・施設を管理する担当課の代表者によるプロジェクト会議を開催し、設定方法等について検討していく。			
H27	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等を保有する関係部署の職員で構成する使用料等適正化検討部会を開催し、先進自治体の状況、各施設等のコスト計算について検討した。</li> <li>・関係部署によるコスト計算を行い、ヒアリングを実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係部署に現行使用料等の設定金額の現状について認識してもらうことができた。</li> <li>・統一的な見直し指針の作成に向け資料収集することができた。</li> </ul>	—

評価	◎	評価理由	今後の方針
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費増税（10%）に合わせ、使用料等見直しを実施する予定であり、必要な資料の収集等を実施することができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費増税（10%）は、延期される見込みであるが、次回増税時の料金改定に向けて、見直し指針を作成するとともに、見直し料金（案）を設定しておく。</li> </ul>

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
 △：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 73

行政経営プランの位置づけ		(3) 持続可能な財政基盤の確立	③歳出の効率化	
取組業務	幼児2人同乗用自転車購入補助金の見直し		所管課	子育て支援課
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度から子育て家庭の経済的負担の軽減と、子ども及び保護者の安全確保を図ることを目的に、同補助金制度を実施してきたが、平成27年4月1日から愛知県道路交通法施行細則が改正され、一般の自転車においても3人乗りが制限付きで許可されることになったことから、補助金制度を見直すもの。</li> </ul>			
効果見込	現行制度：補助率1/2限度額35,000円 (平成27年度当初予算)：35,000円×50台=1,750千円			
	目標	実施内容	実施効果	効果額(千円)
H23				
H24				
H25				
H26				
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	

H27計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の自治体の調査を行う。</li> <li>見直しの実施方針について検討する。</li> </ul>			
H27	検討	他の自治体を調査し、実施している市の状況把握に努め検討した結果、補助率1/2限度額を35,000円から25,000円に見直しを行った。(平成28年4月1日改正)	平成27年度予算 35,000円×50台=1,750千円 (実績：45台、1,556,700円) 平成28年度予算 25,000円×50台=1,250千円 予算額が500,000円減額となった。	—

評価	◎	評価理由	今後の方針
		・幼児2人同乗用自転車購入補助金の限度額見直しを実施した。	・補助金のあり方について、他市の状況を参考にしながら引き続き検討していく。

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
 △：未着手または大幅に目標を修正して実施した。